自転車置場使用細則

(総 則)

第1条 この細則は、管理規約第16条に基づき、自転車置場の使用方法及び使用料等について、次のとおり定める。

(使用料)

- 第2条 居住者が自転車置場を使用する場合の使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 自転車 無料 (再発行及び更新時シール代200円)
 - (2) 原動機付自転車 300円(1台・月額)
 - (3) 自動二輪車 500円(1台・月額)

(使用料の納付方法)

第3条 前条に定める使用料の納付方法は、区分所有者が管理組合へ納入すべき毎月の管理費と同時に納入するものとする。

(届 出)

第4条 居住者が自転車を所有し、自転車置場を使用する場合は、登録用紙に必要事項を 記入し、1台ずつ登録シールを所定の位置に貼って使用するものとする。シールのない 自転車は整理対象とする。また、原動機付自転車及び自動二輪車を所有し、かつ自転車 置場を使用する場合、その旨を書面により管理組合に届け出なければならない。また、 自転車置場を使用しなくなった場合も同様とする。

(禁止行為)

- 第5条 自転車置場に自転車の部品、その他の物品を放置してはならない。
- 2 自転車置場に揮発性油等発火性又は引火性の高いもの、危険物を持ち込んではならない。
- 3 空き缶、紙くず、たばこの吸い殻等を捨ててはならない。
- 4 その他、他の自転車使用者又は第三者に迷惑となる行為をしてはならない。

(排除措置)

- 第6条 次のような行為において、3回警告された場合は排除措置の対象とする。
 - (1)シールのない自転車
 - (2) 指定された自転車置場以外に停めている場合。(原付、自動二輪車等)

- (3) その他、第三者に迷惑となる行為
- 2 上記各号の行為以外で、シールは貼ってあるが、汚れや文字を消滅させ判別不可能な場合、シールはあるがパンク、タイヤに空気がない状態が2か月以上続いた場合は処分の対象とする。

(規定外事項)

第7条 本規定に定めのない事項については、管理規約及び使用細則の規定を適用する。

附則

(細則の施行)

第1条 この細則は、平成23年4月1日より施行する。

年 月 日

自転車置場使用届

(原付・自動二輪の自転車置場使用届)

管理組合理事長 殿

(区分所有者又は居住者) 号室 氏名 卿

この度、私の所有する 原動機付自転車 ・ 自動二輪車 (○で囲む)を自転車置場に置くことになりましたので、自転車置場使用細則第4条によりお届けします。

年	月	日
_	刁	\vdash

自転車置場使用廃止届

(原付・自動二輪の自転車置場使用廃止届)

管理組合理事長 殿

(区分所有者又は居住者) 号室 氏名

この度、私の所有する 原動機付自転車 ・ 自動二輪車 (〇で囲む)を自転車置場 に置くことを廃止しましたので、自転車置場使用細則第4条によりお届けします。

原動機付自転車(3()0円) 台	自動二輪車(500	円)) 「	
車名	ナンバー	排気量 (СС)		
			合計料金	円